平成２５年（フ）第４１８６号
大阪府八尾市南太子堂４丁目５番32号
破産者　岡田　昌一
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４６７号
大阪府東大阪市鴻池元町10番46号ラフォーレ鴻池元町301、開始決定時大阪府大東市諸福５丁目２番66号
破産者　川上慎太郎
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９１６号
大阪市港区築港４丁目１―21　ポートヴィラ築港103号室、開始決定時大阪府茨木市南春日丘２―12―17　シャンブル南春日丘302号
破産者　別宮　敏幸
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３２１号
大阪市天王寺区上汐５丁目２番13―201号
破産者　荒川　真司
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０８２号
堺市中区深井清水町3550番地１　グレイスフル深井201号、前住所大阪市港区弁天５丁目14番１―1501号
破産者　吉田日出夫
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１５７号
大阪市此花区島屋３丁目12番22号
破産者　堀井　　匡
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２１６号
大阪市旭区清水３丁目18番14号　カルム清水303、申立時の住所大阪市旭区生江２丁目９番27号
破産者　津田　顕男
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２３７号
大阪府箕面市如意谷４丁目１番23号　ルミナス箕面の森五番街15―301、住民票上の住所大阪府箕面市粟生間谷西７丁目26番36号
破産者　谷　　正信
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２４６号
大阪府門真市舟田町５番３－１号、申立時の住所大阪府門真市北岸和田１丁目14番16号
破産者　生松　芳則
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４２８号
大阪市中央区日本橋２丁目15番６号　サニーハウスＯＫＵＮＯ302号室、住民票上の住所大阪府東大阪市長田中１丁目３番８号
破産者　尾澤　誠志
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５４６号
大阪市鶴見区放出東２丁目３番６号　放出大発マンション401、前住所大阪市城東区鴫野東２丁目25番15号
破産者　山本　博幸
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１３０号
神戸市西区狩場台４―21―８、開始決定時の住所奈良県生駒市鹿ノ台東２―19―９、住民票上の住所大阪府八尾市西高安町１丁目83番地の１
破産者　内山　　央
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１３１号
神戸市西区狩場台４―21―８、開始決定時の住所奈良県生駒市鹿ノ台東２―19―９、住民票上の住所大阪府八尾市西高安町１丁目83番地の１
破産者　内山美代子
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３３２号
新潟市西区五十嵐中島５丁目９番７号、開始決定時の住所大阪府藤井寺市津堂１丁目１―19、住民票上の住所大阪府豊中市桜の町５丁目８番36号
破産者　寺瀬　志乃
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４６５号
大阪市福島区福島５丁目９番21―902号
破産者　藤本歯科クリニックこと　藤本　幸永
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５８５号
大阪市東住吉区駒川１丁目21番20号
破産者　軽坂　武治
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１９号
大阪府寝屋川市明徳２丁目13番23―304号
破産者　前坂　　一
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部